

令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減 に配慮した契約の締結実績の概要

令和5年5月17日
大学共同利用機関法人
自然科学研究機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和4年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約、⑤建築物に関する契約（建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務）、⑥建築物の維持管理に関する契約、⑦産業廃棄物の処理に係る契約の状況は、以下のとおりであった。

① 電気の供給を受ける契約

高圧電力及び特別高圧電力各1件について裾切り方式による入札公告を行ったが、不調となったため最終保障供給契約により当該区域に電力を供給する一般送配電事業者系列の小売電気事業者と契約を行った。

②～⑦については、該当する契約はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための当機構における体制としては、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定めこの基本方針に基づき設置された

「自然科学研究機構グリーン調達連絡会議」を活用することとしている。

- 当機構の各研究所及び各センターに対して、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう周知を図った。